

02 静保生第 1158-3 号  
令和 2 年 5 月 18 日

特定建築物維持管理権原者 各位

静岡市保健所長  
(生活衛生課)

施設の使用再開に伴うレジオネラ症への感染防止対策について (通知)

日頃から、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

今般、令和 2 年 5 月 13 日付け事務連絡にて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から「施設の使用再開に伴うレジオネラ症への感染防止対策について」の通知がありましたので送付します。

現在、都道府県知事からの要請に伴い、施設の一部の使用を制限している施設において、加湿装置、冷却塔、給湯設備などの使用を再開する際には、レジオネラ属菌の増殖している可能性が非常に高いことから、使用再開に先立ち適切な消毒が求められています。

つきましては、通知の内容を参考に貴施設の衛生管理の徹底をお願いします。

なお、当該事務連絡の参考文献は本市ホームページに掲載しますので、御確認ください。

<配布物一覧>

- (1) 【厚生労働省】「施設の使用再開に伴うレジオネラ症への感染防止対策について」

※静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページURL

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_006620\\_00001.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html)

<問い合わせ先>

静岡市保健所生活衛生課 生活衛生係  
電話 054-249-3155、3156